

### 3. 研究開発助成金<sup>52</sup>

ドイツにおける研究開発プロジェクトの公的助成は、補助金や低金利ローンまたは資本参加といった形式を取って提供される。これらの研究開発助成金プログラムの大半は、ドイツ連邦政府によるものである。この他に、各州も独自の研究開発助成金プログラムを提供している。

研究開発助成金プログラムは、それぞれのプロジェクトに必要とされる具体的な人件費の金銭的サポートを主眼としている。設備付属品や研究器械等にかかるその他の費用についても、それらが該当プロジェクトに使用されることが明確になっている限りにおいて、助成を受けることができる。

なお、ドイツでは、研究助成と企業助成・経済助成とは別モノと見なされている<sup>53</sup>。研究助成については、EU のルールが「ガイドライン<sup>54</sup>」として公表されており、ドイツ連邦のルールも、各州のルールも EU のルールを反映させたものになっている。

#### (1) ハイテク戦略としての研究開発助成

連邦政府は、ハイテク戦略の一環として R&D プロジェクトを集中的に奨励している。連邦政府のハイテク政策は、R&D が特に重要な意味を持つ産業セクターを選び出し、これら様々なセクターを対象に具体的な R&D 助成プログラムを提供するものである。

助成はプロジェクトに対する直接補助金という形態をとっている。助成額の上限は、助成対象となる費用全体の 50%と定められている。中小企業のプロジェクトに対しては、助成率はこれより高く設定されることもあり。

ハイテク戦略の一環として提供される助成金の受給には、通常、プロジェクトが少なくとも2つのパートナー組織（例えば、民营企业と公的研究機関）によって運営されていることが前提となる。連邦政府は、ハイテク業界向けの様々なプログラムに即したプロジェクトを提案するよう、業界にむけて定期的に呼びかけている。

#### (2) テクノロジー全般を対象とする助成プログラム

上記に加え、助成対象を特定のテクノロジー分野に限定しない R&D プログラムも用意されている。この助成プログラムは、連邦政府が推進する特定のテクノロジー分野限定のものとは異なり、すべてのテクノロジー領域に対して開かれており、特に中小企業を対象に提供される。

#### (3) 州政府による R&D 助成金（補助金）

連邦政府が提供するプログラムと並行して、各州も独自の R&D 助成プログラムを用意している。これらの州のプログラムは主に中小企業向けで、対象プロジェクトを特定のテ

<sup>52</sup> 本節の説明は、Germany Trade & Invest ホームページの内容をもとに取りまとめた。

<sup>53</sup> 一般に「企業助成金・経済助成金」と言う場合は、本報告書Ⅲ.1. (1) に示す助成金のことを指す。

<sup>54</sup> [http://cordis.europa.eu/eu-funding-guide/home\\_en.html](http://cordis.europa.eu/eu-funding-guide/home_en.html)

テクノロジー分野に限定していない。ただし、いくつかの州は特定のテクノロジー分野に重点を置いた助成を提供している。助成額はプログラムごとに異なり、大抵は R&D プロジェクトの種類によって決定される。またこの際、助成対象となるプロジェクトが複数の組織によるパートナーシップによって運営されていることが必須条件でない場合もある。

#### (4) 企業の研究開発に対する税制優遇と補助金についての考え方

ドイツでは、日本や米国と異なり、研究開発税制は存在しない。

現地インタビューによれば、この理由として、政府が研究開発を支援するのであれば、企業がどういった研究開発をやるのかを把握しておくべきである、という考え方が背景にあるようである。税制措置であれば、国の意向が介在しないため中立的な研究開発支援が出来るという意見もあるが、他方、例えばゲノムや肝細胞といった生命倫理に抵触する可能性のある研究については、政府が研究開発支援をすべきなのかどうかを把握出来るようにしておいた方が良く、と考えているようである。

税制では、こうした分野への研究開発を排除する事が出来ず、また、税務当局では研究開発の内容にまでは踏み込まず、その支援の是非の判断を行うことができないためである。新しい連立政権でも研究開発費の税額控除が議論されているが、そうした支援は隠れた補助金にみなされるため、ドイツとしてはそうした方向性へ行く可能性は小さいとみられる。なお、ここで言う「隠れた補助金」とは、EU の枠組みの中でこうした支援が出来ないという意味ではなく、ドイツとしては隠れた補助金のような支援は望ましくないと考えている、という意味である。

#### (5) 主な連邦補助金

2013 年は、連邦政府の補助金の 54%は産業向けとなっている。産業向け補助金は若干の増加傾向にあるが、それはエネルギー集約的企業に対して、エネルギー価格上昇を補填するための補助金を支出しているためである。輸送セクター向け補助金が、連邦政府補助金の約 12%を占めているが、輸送セクターに対する連邦補助金も増加傾向にある。これは、海運に対する補助や、鉄道網の整備に対する補助を拡充したためである。

図表 ドイツにおける主な連邦補助金

	項目	内容	支出額(百万ユーロ)		
			2014年 政府計画	2013年 目標	
1	発電および容量調整の影響を補償するための、石炭販売補助金	Subsidies for the sale of German coal for electricity generation and to compensate impacts of capacity adjustment	石炭産業に対する補助を打ち切る事が可能になるように、補助金を拠出する。	1,172	1,111
2	エネルギー効率的な建物改修に対するドイツ復興金融公庫(KfW)補助金	KfW subsidy for energy-efficient building refurbishment measures	既存建物のエネルギー効率を改善するために、低利融資を行う。	1,117	759
3	再生可能エネルギーを促進するための補助金	Subsidy for individual measures to promote renewable energy use	再生可能エネルギーの利用を促進するための市場インセンティブプログラム。	443	387
4	農地改革・海岸保全	Joint Task "Improvement of Agrarian Structures and Coastal Protection" (*)	EU市場におけるドイツ農林業の競争力強化のための資金拠出。	401	401
5	地域経済構造改善	Joint Task "Improvement of Regional Economic Structures" (*)	構造的に弱い地域における地域経済構造の改善	398	408
6	距離に基づく商業運送料金	Utilisation of distance-based commercial vehicle toll	道路運送業に対する運送費の軽減	392	395
7	中小企業に対するイノベーションプログラム	Central Innovation Programme for SMEs (ZIM) (*)	中小企業のイノベーションキャパシティの強化、ビジネスと化学のネットワーキング強化	385	383
8	電力価格補償	Electricity price compensation	エネルギー集約企業の電力価格上昇をオフセットするための補助金	350	0
9	住宅建設プレミアム法に基づくプレミアム	Premiums under the Home Ownership Savings Premium Act (Wohnungsbauprämiengesetz)	住宅の建設・取得のための貯蓄に対する奨励金	300	354
10	土地開発補助金	Urban development subsidy (*)	持続可能な都市開発のための補助金	156	181

(\*) 金額は、予算の一部のみ。

(資料) 連邦財務省 (2013) "24<sup>th</sup> Subsidy Report of the Federal Government"